

萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区保存計画 目次

1. 保存計画の基本事項

- (1) 保存計画の基調
- (2) 保存地区の名称・面積・区域

2. 保存地区の保存に関する基本計画

- (1) 保存の方針
- (2) 保存の内容

3. 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

- (1) 伝統的建造物
- (2) 環境物件

4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

- (1) 伝統的建造物の修理
- (2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景
- (3) 環境物件の復旧
- (4) 環境物件以外の環境要素の修景

5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画

- (1) 管理施設等の整備
- (2) 防災施設等の整備
- (3) 環境の整備

6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画

- (1) 固定資産税その他市税の優遇措置
- (2) 経費の補助
- (3) 技術的支援等
- (4) 建築物等の現状変更にかかる相談・協議システムの整備・運用
- (5) 保存地区の保存に係わる団体及び個人・事業所への保存計画の普及啓発及び顕彰

萩市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第三条の規定に基づき
平安古地区伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画（以下「保存計画」という）を定める。

1. 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の基調

この保存計画は、昭和 51 年の国的重要伝統的建造物群保存地区選定当時に定められた保存計画を、その後の保存地区の保存事業等の進捗、社会情勢の変化を踏まえて、全面的に改正するものである。

この保存計画は、選定以来これまで、住民と行政の協力により毎年少しづつ進められてきた保存地区内の伝統的建造物群の保存等をより確かなものとし、保存地区内の住民及び萩市民の共有財産として未来にわたりこれらを保存するとともに、積極的に活用をはかることにより、萩市の歴史的環境の保全と保存地区内の住民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称 萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約 4.0 ヘクタール

保存地区の区域 萩市大字平安古町字平安古及び大字河添字河添の一部

2. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存の方針

ア 保存地区の沿革

平安古は萩城下町の南西部、橋本川の右岸、旧三の丸である堀内を囲む外堀の南側に位置する。町の基軸を成すのは、堀内の3つの総門のひとつである平安古の総門から南東方向に橋本川とほぼ平行に伸びる平安古筋と呼ばれる通りであり、平安橋を起点とする北寄りには町人地が配され、南側一帯に武家地が広がる。このうち、保存地区に指定されているのは、平安古筋より南西部、橋本川沿いの東西約150メートル、南北約300メートルの範囲である。

平安古の成立時期は判然としないが、年代の確定する最も古い絵図とされる慶安5年(1652)の絵図には、平安古筋が描かれており、周囲には水路が縦横に描かれており、保存地区を含む一帯は湿地であったようだ。その後、寛文5年(1665)頃の絵図には、保存地区の中軸をなす鍵曲がりのある通りと武家屋敷が確認できる。

平安古は、江向、土原などとともに主に中下級の武家屋敷が配されたが、橋本川沿いの保存地区に該当するあたりは、大組や寄組を務める石高の大きな武家屋敷や毛利一門にあたる右田毛利家下屋敷などが置かれ、他に比べて比較的規模の大きな屋敷割が藩政期を通じて安定して維持された。

文久3年(1863)に政庁が山口に移鎮したことにより、藩の主要施設や上級武家の上屋敷が集まっている堀内では、建物が次々と解体されるなど大きな変革期を迎えることになる。その中で保存地区中心に位置する右田毛利家の下屋敷は、藩政期の終焉により、明治維新後的小倉県権令を勤めた小畠高政の手に移る。明治9年(1876)に萩に帰郷した小幡は、士族救済のために同地で夏蜜柑の集団栽培を始めた。同地は大正期に後に内閣総理大臣を務める田中義一の所有となり現在に受け継がれる。

この他、保存地区を含む平安古では、堀内のような景観を一変させる大きな変化はなく、多くは近代期を通じて良好な住宅地として維持される。

このように保存地区は、萩城下町のより少し遅れて形成され、橋本川河畔という立地もあり、毛利一門の下屋敷や石高の多い武家屋敷が置かれ、明治維新後も大きな変化もなく、当時の長屋門や土蔵、主屋、これを囲む土塀など武家屋敷の景観を今日まで受け継いでいる。

イ 保存地区の現況

萩市における文化財保存の動きは、幕末維新の志士生誕地の史跡保存と顕彰を中心に戦前から活発であった。戦後になり、史跡の対象は城下町遺構にも広がり、昭和 26 年に萩城内の詰丸、本丸、二の丸一帯が史跡「萩城跡」として国の指定を受け、昭和 42 年には堀内の浜の町通り一帯と外堀の一部が追加指定された。

一方で、堀内地区を中心に、このころから土壟に囲まれた夏蜜柑畠の荒廃が徐々に始まった。夏蜜柑産業が戦前ほど振るわず、広大な畠地は持て余されるようになり、その一部が宅地化され、多くの観光客が萩市を訪れることとなり、結果として住宅や土産物屋の建設により土壟等が切り崩されていったことによる。

このような状況を受け、昭和 47 年に萩市では独自条例として「萩市歴史的景観保存条例（平成 2 年に「萩市都市景観条例」に改編）」を制定するに至った。この条例は、歴史的景観保存地区の指定を行い、地区内の家屋の新築等の現状変更に対して届出を義務づけた他、保存家屋の指定を行い、修理等には補助金の支出を行うなど、伝建地区制度が制定されていなかった当時としては画期的な施策であった。この条例の施行により、先の史跡地を除く 7 地区が地区指定された。

この条例の施行と前後して、歴史的町並みを持つ金沢市、京都市など各市で同様の施策が開始され、全国的に歴史的町並みの保存が焦眉の課題と認識された。文化庁は萩市、高山市、倉敷市を対象に保存対策調査を実施し、歴史的町並みの文化財的価値を確認し、昭和 50 年の文化財保護法の改正により、伝統的建造物群を国の新しい文化財として定めた伝統的建造物群保存地区制度を制定した。昭和 51 年には、秋田県角館町角館、岐阜県白川村荻町、京都府京都市祇園新橋・産寧坂と共に、萩市堀内地区及び平安古地区が全国で最初の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

翌年の昭和 52 年には「萩市における伝統的建造物群保存地区の環境保存に資するため萩市市税賦課徴収条例の特例を定める条例」が施行され、公道（旧道）との境界から 10 メートルの範囲の土地と、伝統的建造物である家屋とこれが位置する土地の固定資産税が免除されるようになった。さらに、昭和 54 年には、「萩市伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例」が施行され、長屋門や土壠の軒が道路内に突出することについて、建築基準法の緩和が適用された。

その後、昭和 61 年には、伝建地区選定後はじめて、総括的な保存対策調査が行われ、報告書が刊行された。

また、平成 5 年には、保存地区に南接する瀧口家の敷地の一部約 0.1 ヘクタールが追加指定された。

こうして、重要伝建地区選定以来、毎年のように長屋門や土塀・石垣等の伝統的建造物の保存修理が行われ、地区の歴史的風致が維持されてきた。しかし、その後の地区的変容や社会情勢の変化に対応するため、平成14年より堀内・平安古伝建地区見直し調査委員会を組織し、地区の文化財的価値及びこれまでの取組の再評価を行い、この調査結果に基づき、平成15年より同委員会を見直し計画委員会に改組して、当該保存計画の策定を行った。

ウ 保存地区の保存に関する基本的な考え方

(ア) 保存地区の特色及びその維持

平安古とは、旧三の丸にあたる堀内と外堀と、南西側の橋本川と、江向、河添に挟まれたかつての町人地及び武家屋敷地一帯を指す。このうち保存地区は、中渡筋（現在の国道191号線の位置）より南側、橋本川と並行する大児玉横丁と呼ばれる1本の通りの両側に広がる範囲となる。この通りは、通称「鍵曲がり」と呼ばれるように、地区の中心部二箇所において鍵型に折れ曲がり、堀内の追い廻し筋の西詰めの「鍵曲がり」とともに、武家地らしい景観を呈している。

通りの両側には、土塀、長屋門、土蔵、長屋が連続し、一部の屋敷地では、主屋も残されており、藩政期以来の武家屋敷の構成を色濃く残している。このうち橋本川に面した旧坪井家、旧右田毛利家（旧田中別邸）は、通りに面し手は、長屋門や土蔵などの建築物や土塀などの工作物が配され、閉鎖的な空間を構成する。これに対し、橋本川に面しては松並木が配され、ここから川面と対岸の面影山を望む開放的な空間を有しており、立地を活かした独特の屋敷構成を維持している。

このように、保存地区は、「鍵曲がり」のある通りの両側に、藩政期を通じて形成された武家屋敷の屋敷割りとともに、土塀、長屋門、土蔵、長屋、主屋などの建造物も数多く残されているところに保存地区の特色が見いだせ、この特色的維持又は回復をはかることを基本とする。

(イ) 伝統的建造物群の特性及びその維持

平安古地区の伝統的建造物群は、前述の保存地区の特色に記述されるように藩政期の武家屋敷の構成が色濃く残されている。

屋敷構成の特性

各時代を通じた特性として、敷地の中央に主屋を配し、通りとの境界をなす敷地周

縁部には、長屋門、長屋などの建築物、土塀や石垣、腕木門等の工作物又は生垣を連續的に設け、周囲から閉じることが挙げられる。

この特性に加え、通り側を表向き（絵図に描かれる屋敷名の頭の方向）とし、通りとの境界に長屋門を配し、主屋の主玄関へと至る客を迎える空間を、これと反対側を奥向きとし、土蔵を並べ、主屋においても NANDなどの生活空間を配する原則があった。

藩政期の終焉後は、このような厳密な空間特性は消滅するが、現在に残される長屋門、長屋や土塀は、藩政期の屋敷割りに規定されて配置されている。

藩政期（武家屋敷時代）の建造物の特性

建築物のうち、中・小規模の屋敷の主屋については、平入り平屋建てとし、屋根は上手を入母屋造り、それ以外は入母屋造り又は寄棟造り黒色桟瓦葺き、庭園側には切目縁の濡縁を設け土庇を架ける場合がある。外壁は真壁造り白漆喰仕上げとし、腰は土台（地覆）・地貫・腰貫を見せるか、豊板を張る。（玄関について）窓を設ける場合は、太格子窓又は連子窓とする。

長屋門、長屋は、通りに面して配置され、平入り平屋建て、屋根を入母屋造り本瓦葺き、外壁を真壁造り白漆喰仕上げとし、腰を海鼠壁又はさら子下見板張りとする。基礎の石材、積み方、表面仕上げ等は、後述の土塀の基礎石積と同様であるが、土塀の場合より低い場合が多い。通りに面しては、出窓を設け、板庇を猿頭で押された板庇に太格子を入れる。簡素なものは、屋根を寄棟造り桟葺き、外壁の腰を豊板張りとし、出格子の板庇に猿頭を用いず、連子格子を入れる場合がある。また、これらとは別に、主屋の一部が張り出し、屋根を通りに直交させて通りに接して配置される場合がある。

工作物としては、武家屋敷周縁部に土塀の他に、腕木門や土塀の基礎石が残される。土塀は、基礎石と土壁、屋根から成り、基礎石積は近隣の笠山で産出する笠山石（安山岩系）と城内の指月山から産出する花崗岩のいずれかの単一石材で積まれる。笠山石の場合は、切り込み接ぎ積みによる疑似整層積みとし、花崗岩の場合は、打ち込み接ぎ積みの場合が一般的である。また、石の表面加工としては、最も手間のかかるアバタ仕上げの他、手間を省いたものとして、笠山石の場合は接合部のみ加工しその他はそのままとする瘤出し仕上げ、花崗岩の場合は、鑿によるハツリ仕上げが見られる。これらの石材と積み方、表面加工等の組み合わせは、屋敷の家格や同じ屋敷であって

も敷地の表裏で使い分けられている。土壁部分は、固めた土塊を積み重ね、版築する団子積みの表面を白漆喰仕上げとするものが一般的であったようだが、後には瓦や石を骨材として用いる手法が一般的となる。屋根は、本瓦葺きと桟瓦葺きがあり、桟瓦には土壌用の長尺の瓦が用いられている場合がある。

近代期（畠屋敷時代、畠・宅地時代）の建造物の特性

この時代の建築物としては、敷地の中央に建つ主屋と周縁に建つ長屋が挙げられる。基本的な構造形式、屋根形式、外壁仕上げ等は、藩政期の小規模武家屋敷の主屋の形式を踏襲している。ただし、棟のつくりが簡素な熨斗積みであること、軒の出が短いこと、窓に連子窓、木製硝子戸などを用いることなど、細部において差異がある他、一部に二階建てとする場合がある。

長屋は寄棟造り桟瓦葺きの簡素なもの、かつての武家長屋の一部を移築、再利用したものもある。外壁は真壁造り白漆喰仕上げ又は中塗り仕上げとし、腰壁は堅板張りとする。

工作物としては、藩政期の上級武家屋敷が夏蜜柑畠や宅地に転じたことにより必要とされた多様な塀や門が登場する。

一方、門については、住宅の門構えとして、簡素な腕木門が設けられる。いずれも屋根を切妻造り桟瓦葺きとし、親柱を冠木で固め、この上に束立てにより棟木を支え、腕木を出して出桁を支える腕木門の形式をとる。柱は方柱を原則とするが、一部に上下に粽を施した丸柱も存在する。柱間装置は、柱間半分をさら子下見板張りの板塀とし、潜戸付きの板戸を引き込む形式が一般的である。材種は親柱には櫻、横架材には松を使う例が多く、ベンガラによる塗装が施されている。

その他物件の特性

藩政期の庭園がそのまま残されている例はないが、遺構が一部残されている。また、橋本川沿いには、藩政期以来の松並木が残されている。

一方、屋敷の周囲で土塀や石垣、石垣などの工作物の存在しない部分に、イスノキ、イヌマキ、マサキなどの生垣が連続して植えられる。

以上のように、幅員の狭い鍵状に曲がった通りに面して、橋本川河畔の立地をいかした河畔の武家屋敷を構成する長屋門等の建築物や土塀等の工作物が数多く残され、

藩政期の武家屋敷の景観が色濃く残しているところに平安古固有の伝統的建造物群の特性が見いだせ、下記に示す保存の内容に基づき、伝統的建造物群の適切な保存をはかる。

(2) 保存の内容

上記の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下の通りとする。

- ア 保存地区において堀内の伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及び工作物を「伝統的建造物」と定める。
- イ 保存地区を特色付けている環境要素のうち、伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。
- ウ 伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「修理基準」を定める。
- エ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築等、及び環境物件の改変・移転等については、保存地区の歴史的風致との調和及び維持・回復を内容とした「基本形式（許可）基準」と「伝統様式（補助）基準」を定める。
- オ 以上の修理・基本形式（許可）・伝統様式（補助）の3つの基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。
- カ 保存地区的保存に必要と認められるときは、修理・伝統様式（補助）の各基準に合致した修理・修景・復旧事業等に要する経費の一部を補助することができる。
- キ 以上の目的の遂行にあたっては、市建設部まちなみ対策課と同文化財保護課、及び保存地区内の住民、建築関係の専門家、学識経験者によって構成される保存組織が相互に十分な協議を行い、協力のもとこれを進めることとする。

3. 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物とは次に定める建築物と工作物とする。

ア 建築物については、藩政期、幕末期、近代期（昭和前期まで）に建築され、保存地区の伝統的な建築物の諸特性をよく表していると認められる主屋及び矢倉、長屋門、長屋、寺社建築等の建築物とし、表1に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図2に位置を示す。

イ 工作物については、藩政期、幕末期、近代期（昭和前期まで）に設置され、保存地区の伝統的な工作物の諸特性をよく表していると認められる土塀及び石塀、石垣、基礎石、石段、門等の工作物とし、表2に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図3に位置を示す。

(2) 環境物件

環境物件は、保存地区の伝統的建造物と一体をなすもので、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与している樹木及び庭園、生垣、土地の形質等とし、表3に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図4に位置を示す。

4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

(1) 伝統的建造物の修理

伝統的建造物の修理については、次に示す修理基準を適切に運用して、保存地区の伝統的景観を保存する。

- ア 主として正面・側面・屋根等の伝統的な外観を維持するための修理を基本とする。
- イ 伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
- ウ 上記の部分のうち、旧状が不明な場合には、伝統様式に依らない改造・修理が加えられている部分を撤去した上で、現状を維持するための修理を基本とする。ただし、周囲の状況等を勘案して復元的な修理を行う場合には、下記に示す伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたって適用される伝統様式基準に従う。
- エ 伝統的建造物のうち、内部を公開するものについては、当該部分の履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

(2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたっては、次に示す基本形式（許可）基準と伝統様式（補助）基準により、保存地区の伝統的景観の維持・回復を図る。

- ア 基本形式（許可）基準は、平安古固有の歴史的風致と調和するための建築物等の基本となる形式に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等に許容される基準であり、表4に定める。
- イ 伝統様式（補助）基準は、平安古固有の歴史的風致を維持・回復するための建築物等の伝統的な様式に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等を対象とした基準であり、表5に定める。

(3) 環境物件の復旧

環境物件の復旧にあたっては、主として現状維持、もしくは当該物件の履歴を調査の上、復旧することを基本とする。

(4) 環境物件以外の環境要素の修景

環境物件以外の環境要素の修景にあたっては、伝統的建造物以外の建築物等の修景に準じて、保存地区の伝統的景観の維持・回復を図る。

5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画

(1) 管理施設等の整備

整備にあたっては、基本形式（許可）基準、伝統様式（補助）基準に従い、これら施設・設備が堀内の歴史的風致と調和するよう配慮する。

ア 保存地区内に説明板や案内板を設置する。これは町並みの歴史的環境に関する住民及び来訪者への情報の公開及び来訪者への保存地区の案内を目的とする。

イ 保存物件に管理プレート又は管理杭を設置する。

(2) 防災施設等の整備

整備にあたっては、基本形式（許可）基準、伝統様式（補助）基準に従い、これら施設・設備が堀内の歴史的風致と調和するよう配慮する。

ア 地区内において、消火施設・設備等が不足していると認められる場合は、調査を行い地区全体の計画を立てて、適切な消火施設・設備等の設置を行う。

イ 基本形式（許可）基準に従い、建築物等の間に火除け地となるよう十分なスペースを確保する。

ウ 基本形式（許可）基準、伝統様式（補助）基準に従い、延焼の防止に有効な土塀・石垣等の保存をはかると共に、地区内の緑化に努める。

(3) 環境の整備

整備にあたっては、当該環境の要素が伝統的に存在するものである場合には、「保存地区の保存に関する基本計画」の内容に基づき、当該環境の履歴調査の上、然るべき旧状に復することを基本とする。ただし、交通上、安全上、衛生上あるいは生活便宜上の問題から、復原に困難が生じる部分については、堀内の歴史的風致との調和に配慮し、施設または設備等を設置する。

機能上必要な施設または設備等を付加する。

また、当該環境の要素が交通上、安全上、衛生上あるいは生活便宜上の問題から設置される非伝統的なものである場合は、堀内の歴史的風致に影響を与えないようでできるだけ目立たないものとし、機能上必要な施設または設備等を付加する。

ア 道路及び道路側溝の整備

道路及び道路側溝は、堀内に伝統的に存在する要素であることから、その整備にあたっては、当該要素の履歴を調査の上、然るべき旧状に復することを基本とし、下記

のとおりとする。

- (ア) 保存地区内の側溝は、交通上、安全上の問題を検討の上、可能な箇所については、開渠化を進める。
- (イ) 側溝の整備にあたっては、合わせて道路面の材質、工法に配慮しつつ、とりわけ路面の高さ、側溝と路面の見切り位置・形式の復旧に努める。
- (ウ) 道路幅員等により車両の通行、離合に問題が生じないよう、保存地区内の交通計画を策定し、車両通行の制限等を図る。

イ 電柱・道路標識等の整備

電柱・道路標識等は、非伝統的な要素であることから、その整備にあたっては、堀内の歴史的風致に影響を与えないよう配慮し、下記のとおりとする。

- (ア) 電力柱、電話柱、架線等は移設又は地下埋設等を行い、整理に努める。
- (イ) 道路標識は、交通上、安全上の問題を検討の上、地区内には必要最低限の箇所に、歴史的風致と調和させて設置し、可能なものについては地区周辺への移設に努める。

ウ 街区内新設道路の適切な誘導

街区内外設道路は、非伝統的な要素であることから、その整備にあたっては、堀内の歴史的風致に影響を与えないよう配慮し、下記のとおりとする。

- (ア) 公道（旧道）から街区内外設地への接道を確保するための新設道路等は、街区全体において公道（旧道）と接する箇所を最小限にするため、然るべき措置をとって適切な誘導をはかる。
- (イ) 新たな設置にあたっては、交通上、安全上の問題を検討の上、保存地区的歴史的風致と調和するよう、関係法令との調整をはかる。

エ 周辺地域の整備

- (ア) 保存地区を取り巻く周辺地区は、それぞれの地区の歴史的経緯を踏まえ、保存地区的歴史的風致を損なわないよう然るべき整備計画を立て、これに基づいた整備に努める。

6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画

(1)固定資産税その他市税の優遇措置

保存地区の歴史的環境の保存に資するため、「萩市における伝統的建造物群保存地区の環境保存に資するため萩市市税賦課徴収条例の特例を定める条例」(昭和52年、条例第6号)を定め、下記の土地に対して賦課する固定資産税を免除する。

- ア 保存地区内で公道道路敷との境界から10メートルを基準として定める土地。
- イ 萩市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和51年萩市条例第21号)第3条の規定に基づき、伝統的建造物として定めた家屋の敷地。

(2)経費の補助

保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「萩市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則」に基づき、必要な経費の補助を行う。

- ア 伝統的建造物について、保存整備計画に定める修理基準に基づく修理に要する経費のうち、別に定める額。
- イ 伝統的建造物以外の建築物等について、保存整備計画に定める伝統様式(補助)基準に基づく修景に要する経費のうち、別に定める額。
- ウ 環境物件について、保存整備計画に定める修理基準に基づく復旧に要する経費のうち、別に定める額。
- エ 環境物件以外の環境要素について、保存整備計画に定める伝統様式(補助)基準に基づく修景に要する経費のうち、別に定める額。

(3)技術的支援等

- ア 保存地区内の修理・修景及び復旧を適切に進めるために必要な技術的支援を行う。
- イ 保存地区内の修理・修景及び復旧に必要と認められる物資については、これを提供又は斡旋することができる。

(4)建造物等の現状変更にかかる相談・協議システムの整備・運用

- ア 保存整備計画にかかる現状変更行為が円滑かつ適切に行われるための相談及び許可に係わるシステムを整備し、この運用に努める。
- イ 環境整備計画にかかる国・県・市の他の部局による現状変更行為が円滑かつ適切に行われるための協議に係わるシステムを整備し、この運用に努める。

(5)保存地区の保存に係わる団体及び個人・事業所への保存計画の普及啓発及び顕彰

- ア 保存地区の伝統的な町並みの価値の認識に基づく良好な生活環境の整備を進めため、保存地区の保存に係わる事項について、団体及び個人・事業所への普及啓発

に努める。

イ 保存地区の保存に顕著な功績のあった個人及び団体・事業所に対して、その顕彰
に努める。

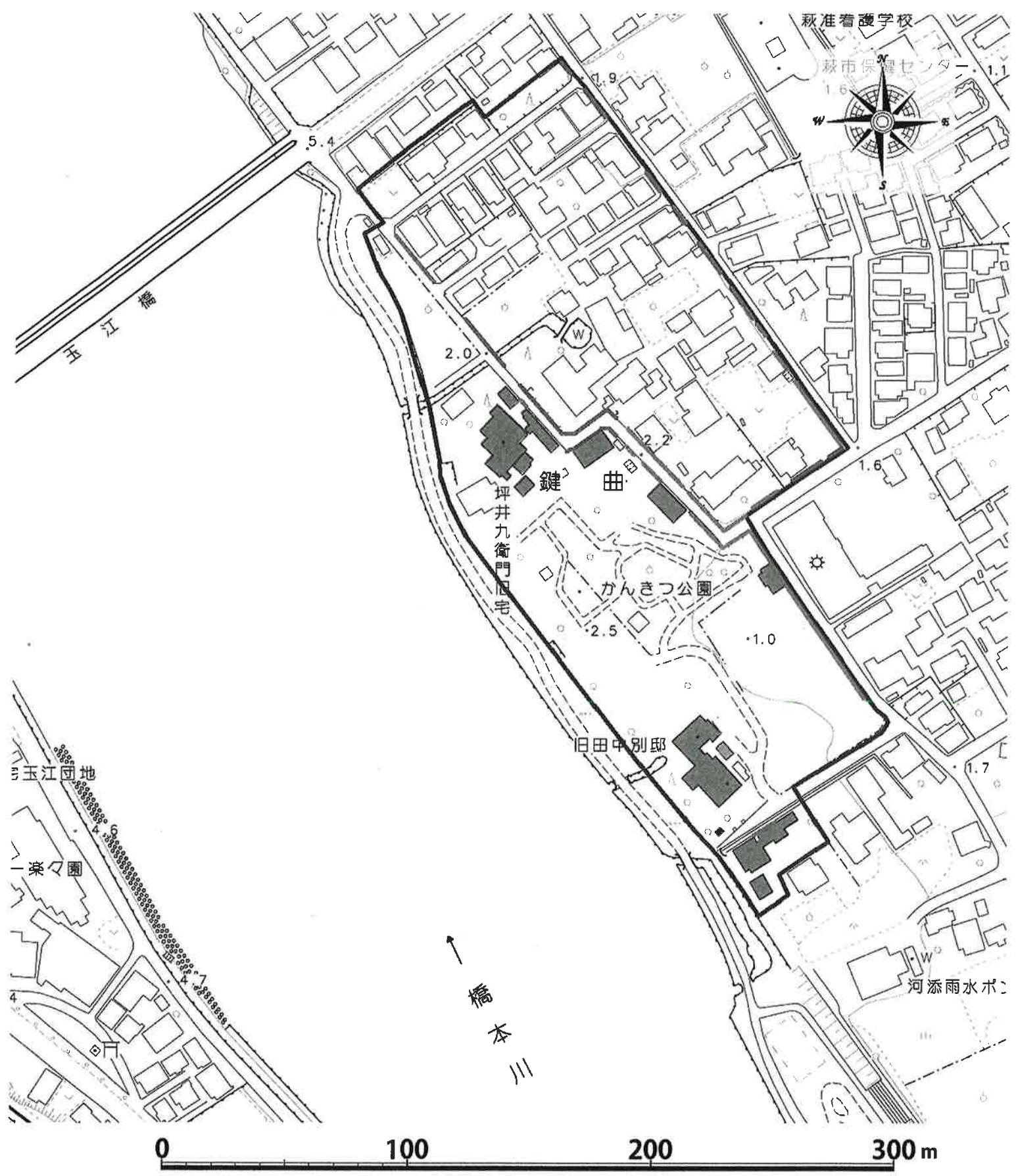
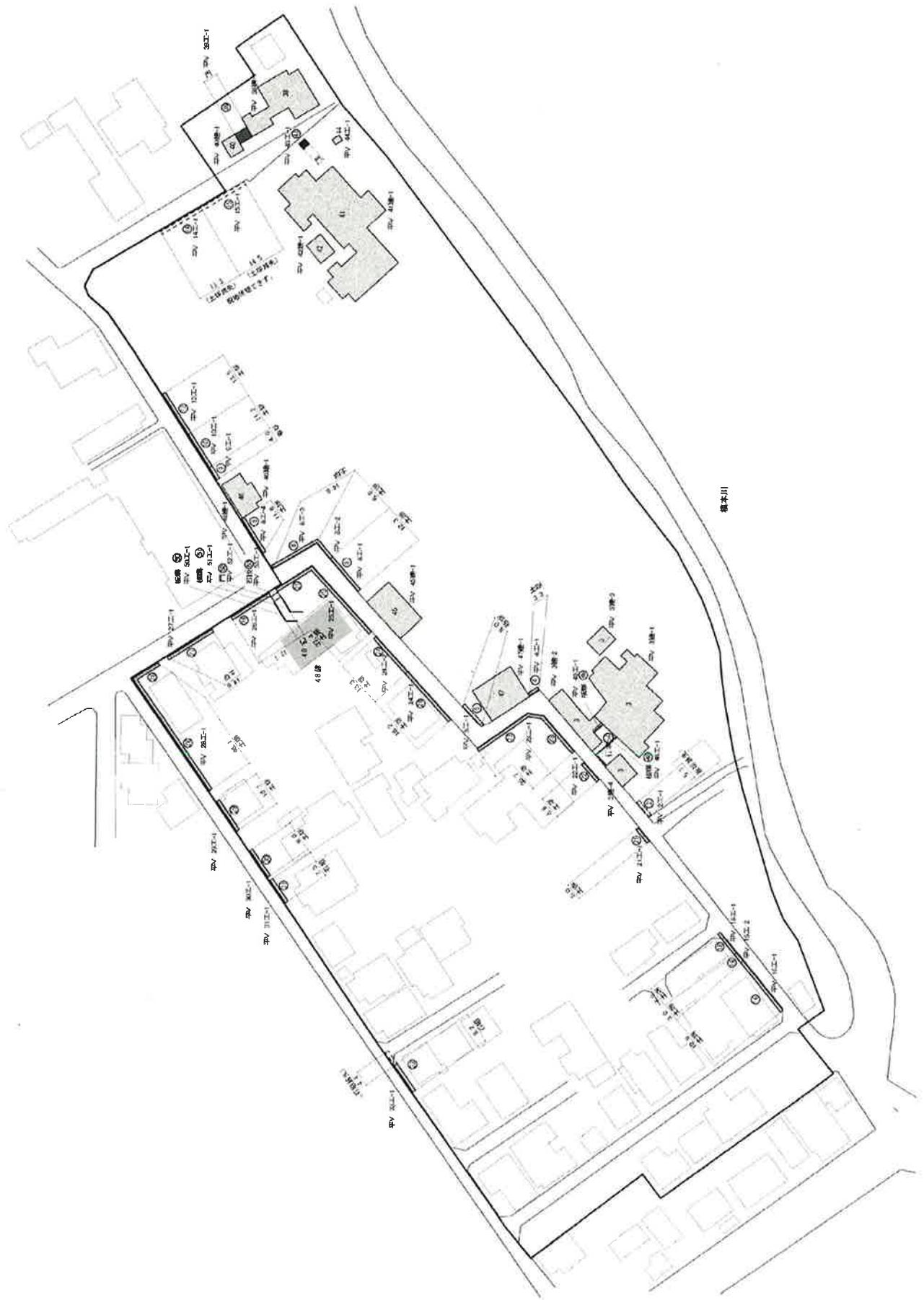


图 2、3、4



平安古地区

表1 伝統的建造物(建築物)

NO.	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	3	主屋	一棟	萩市大字平安古町字平安古160	旧坪井家
2		長屋門	一棟	" 160	旧坪井家
3		土蔵	一棟	" 160	旧坪井家
4		土蔵	一棟	" 159	旧粟屋家
5	38	主屋	一棟	萩市大字河添字河添327	滝口家平成5年追加
6	40	米蔵	一棟	" 327	滝口家平成5年追加
7	41	家屋	一棟	萩市大字平安古町字平安古164	旧田中家、平成11年4月追加
8	42	土蔵	一棟	" 164	旧田中家、平成11年4月追加
9	45	長屋	一棟	" 162	旧田中家、平成11年4月追加
10	46	長屋	一棟	" 170	旧田中家、平成11年4月追加
11	47	長屋	一棟	" 160	平成15年7月追加
12	48	主屋	一棟	" 143	令和元年6月追加

平安古地区

表2 伝統的建造物(その他の工作物)

NO.	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	2	板塀	5.3 m	萩市大字平安古町字平安古	159
2	4	土塀	3.3 m	"	160
3	5	板塀	8.0 m	"	160
4	8	土塀	12.3 m	"	162-2
5		土塀	6.6 m	"	163-1
6		土塀	14.5 m	"	169-1
7		土塀	11.6 m	"	170
8		板塀	4.0 m	"	168
9	10	土塀	11.2 m	"	168
10	12	土塀	13.5 m	"	167
11	14	土塀	13.3 m	"	164
12	15	土塀	14.5 m	"	164
13	16	土塀	20.3 m	"	149-1
14		土塀	3.0 m	"	148
15	18	土塀	13.4 m	"	148
16	21	土塀	5.0 m	"	145-1
17	22	土塀	6.6 m	"	146
18	23	土塀	35.5 m	"	146-1、145-1
19	24	土塀	18.3 m	"	138-8
20		土塀	12.9 m	"	143
21	25	土塀	38.3 m	"	143
22	26	土塀	12.7 m	"	143
23	27	土塀	10.6 m	"	138-1
24		土塀	4.4 m	"	138-7
25	28	土塀	31.7 m	"	138-7、138-7
26		土塀	14.3 m	"	136-1
27	29	土塀	10.2 m	"	136-3
28	30	土塀	9.1 m	"	137-1
29	31	石垣	7.7 m	"	135-1
30	33	石垣	13.6 m	"	133
31	39	門	1 棟	萩市大字河添字河添	327
32	43	門	1 棟	萩市大字平安古町字平安古	164
33	44	鎮守	1 式	"	旧田中家、平成11年4月追加
34	48	板塀付門(北)	1 構	"	旧田中家、平成11年4月追加
35	49	板塀付門(南)	1 構	"	平成15年7月追加
36	50	板塀(東)	9.9 m	萩市大字平安古町字平安古町	143
37	51	板塀(西)	8.5 m	"	平成18年4月追加
38	52	門	1 棟	"	"
39	53	石段	1 箇所	"	"
40	54	板塀	5.8 m	萩市大字平安古町字平安古	160
					林家板塀、平成29年3月追加

平安古地区

表3 伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するため特に必要と認められる物件

NO.	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	1	生垣	4.7 m	萩市大字平安古町字平安古 155	
		生垣	24.0 m	" 156-1	
		生垣	27.0 m	" 157-1	
2	6	生垣	6.8 m	" 161	
3	7	生垣	13.1 m	" 161	
4	11	生垣	11.2 m	" 168	
		生垣	2.9 m	" 167	
5	13	生垣	74.6 m	" 166、166-2、165-2、 164-1	
6	17	生垣	4.0 m	" 148	
7	19	生垣	4.7 m	" 148	
8	20	生垣	13.0 m	" 147	
9	32	生垣	26.0 m	" 133	
10	34	生垣	19.7 m	" 131-6	
11	35	生垣	20.7 m	" 130	
12	36	生垣	2.6 m	" 130	
13	37	松	10 本	橋本川畔	

表4 基本形式(件司) 基準：平安古固有の歴史的風致と調和するための建築物等の基本となる形式を定めた基準(現状変更を許可する基準)

項目	建物類	公道(旧道)との境界から10メートル以内の敷地において現状を変更する場合の基準		公道(旧道)との境界に沿って現状を変更する場合の基準	
		建物配置	屋根	規格	色彩
建物類	建物配置	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した建物配置とする 	<ul style="list-style-type: none"> 主屋一階の屋面は道路境界より一間(約2m)以上離す (公道(旧道)に隣接する場合は二間(約4m)以上離す) 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した配置とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した配置とする
	構造		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、町並み景観線を越えない範囲(道路基準より1.5メートル上がった点から約27度の角度)の範囲内とする 原則、町並み景観線を越えない範囲(道路基準より1.5メートル上がった点から約27度の角度の構成等によりやりむを得ず町並み景観線を越えて建ててる場合は、町並み景観線を越えない範囲(道路基準より1.5メートル以上がった点から約27度の角度の範囲内)とする) 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地奥行きが間まで持平建て形式とする
	規模				<ul style="list-style-type: none"> 敷地奥行きが間まで持平建て形式とする
	屋根		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 主屋根又は入母屋造** (隣接は設けない)とする 棟瓦は壁斗積みとし、棟隅に蟻、鳩尾、鳥食等を用いない 	<ul style="list-style-type: none"> 主屋根は、寄棟造又は入母屋造** (隣接は設けない)とする 房則、大棟せ公道(旧道)と平行とする 	<ul style="list-style-type: none"> 主屋根は、寄棟造、入母屋造** (隣接は設けない)又は切妻造とする
	色彩				<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う
	屋根 形式	<ul style="list-style-type: none"> 主屋根勾配 主屋根より1寸又は1.5寸高く裏く 	<ul style="list-style-type: none"> 下屋屋根勾配 房則、銀黒色の粘土瓦及び瓦葺とする。(下屋屋根については、金属葺とすることもできる) 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う 伝統様式基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 房則、地区内の伝統的建造物と調和したものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 房則、地区内の伝統的建造物と調和したものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う
	樋	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 		<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う
	開口部(玄関・窓)		<ul style="list-style-type: none"> 房則、大棟せ公道(旧道)と調和したものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、(1)真壁造又は中塗り仕上げ+堅板張り腰壁同等、(2)大壁造り堅板張り同等とする 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う
	外壁		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 		<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う
	基礎		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 		<ul style="list-style-type: none"> 伝統様式基準に従う
	建築設備・バルコニー		<ul style="list-style-type: none"> 房則、公道から望見できない位置に設置する 		<ul style="list-style-type: none"> 公道(旧道)から望見できる位置に設置する
工作物	門	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の隣接を考慮した上で、然るべき板塀・生垣等とする 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の隣接を考慮した上で、伝統様式基準に従った石柱門又は輪木門とする 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の隣接を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣とする
	堀・垣	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 			
	その他工作物	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 			
	屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> 房則、歴史的風致と調和したものとする 歴史的風致と調和したものとする 歴史的風致と調和したものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 公道(旧道)から望見できる場合は、歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする
	車庫・駐車場				
	樹木・庭園	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 		<ul style="list-style-type: none"> 原則、設置しない 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の構成上、設置せざるを得ない場合は、歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする
土地の形質	空地		<ul style="list-style-type: none"> 至地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る 		
	地盤高		<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した地盤高とする 		
	出入口	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した位置とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した位置とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した位置とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した位置とする
	土地の造成	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した位置とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した位置とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の隣接を考慮した位置とする
	進入口				
	又は進入路				
	(原則、既存の路又は進入路)				
	(原則、既存の路又は進入路)				
	木竹の伐採、植栽	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を形成する木竹の保全につとめる 空地や法面などは、歴史的風致と調和するよう綠化につとめる 			
	土石掘の採取		<ul style="list-style-type: none"> 採取後の状態が、歴史的風致と調和したものとする 		
			<ul style="list-style-type: none"> 町並み景観線及び町並み景観線とは、公道(旧道)との境界より敷地と反対側に約1メートル後退した位置において、道路の基準面より高さ1.5メートル以上がなす線を言う。 		
			<ul style="list-style-type: none"> 町並み景観線において、それより1.5メートル(17°)、0.55(27°)を乗じて得た数値(この数値が、それぞれメートル、10メートル越えないこと)がなす線を言う。 		
			<ul style="list-style-type: none"> ** 異なる下端を一間(約3メートル)程度とする 		

表5 伝統様式(輸助)基準：平安古墳の歴史的風致を維持・回復するための建築物等の伝統的な様式を定めた基準(補助金交付の要件となる基準)

項目			
	伝統様式	公道(近道)から後退して現状を変更する場合の基準	公道(近道)との境界に沿って現状を変更する場合の基準
建築物	敷地構成	主屋(近代期)連	細長屋型(近代期)
	配置	・敷地の風致を考慮した配慮をする	・敷地の用法を考慮した配慮をする
	出入口	・原則として、伝統的な開木門を設ける。	・伝統的な開木門を設け出入口を設けることができる
	隣地境界	・原則として、生垣又は板垣とする	・原則として、生垣又は板垣とする
	公道境界	・公道沿いに基礎石積が存している場合、隣接を考慮の上、然るべき建造物を復原する又はこの外側に生垣を設置する場合は、原則として生垣を設置する	・公道沿いに基礎石積が存している場合、隣接を考慮の上、然るべき建造物を復原する又はこの外側に生垣を設置する場合は、原則として生垣を設置する
	構造	・伝統工生又は在来工法による木造とする	・伝統工法による木造とする
	規模	・原則として、生垣又は板垣とする	・伝統工法による木造とする
	軒高	・原則、平屋建てとする	・平屋建てとする
	色彩	・原則、同種別の伝統的建造物の軒高を超えない	・周囲の同種別の伝統的建造物の軒高を超えない
	形式	・材質を活かした色彩とする	・材質を活かした色彩とする
	材料	・入母屋造又は脊渡造とする	・入母屋造又は脊渡造とする
	大棟	・黒漆(下より刷毛斗1枚、刷毛斗2枚、雁股瓦)とする	・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦(或瓦)とする
	小配	・4~6寸勾配とする。	・4~6寸勾配とする。
	下屋・庇	・公道側に下屋を設けない。公道側に雨樋を配した場合には、庇は主屋段と連続して同じ勾配。	・公道側に下屋を設けない
	軒	・化粧軒裏(垂木、野地板裏、せがい造りも可)とする	・化粧軒裏(垂木、野地板裏、せがい造りも可)とする
	柱	・銅製とする	・銅製とする
	外壁	・真壁(白漆喰仕上げ)	・真壁(白漆喰仕上げ)
	壁面	・堅膜(ササラ子下見板張り)とする	・堅膜(ササラ子下見板張り)とする
	窗口部	・玄関は式台構えを原則とする	・堅膜側に設ける
	出入口	・出入口は雨戸引、附子戸引き違い	・木製板司引き違い又は引き込みとする
	その他	・木製扉(戸、障子戸、附子戸引き込み又は引き違い、外側に木製雨戸引き通し又は附子戸引き違いも可)	・原則、設けない、
	開口部	・附子戸(切り子又は紙の堅膜子)も可とする	・木製板司引き違い又は引き込みとする
	基壇	・東石に床梁を立て、それ以外は笠山石平石の基礎とする	・公道と反対側に設ける
	工作物	・堅膜を考慮の上、高さ、厚み等を周囲の土壠に合わせる	・堅膜と引き違い又は引き込みとする
	土壠	・下記に示す堅膜、壁、基礎による適切な構成とする	・木製板司引き違い又は引き込みとする
	堅膜	・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦(或瓦)とする	・外側に木製雨戸引き通し又は附子戸引き違いも可
	壁	・棗(或瓦)とし	・木製板司引き違い又は引き込みとする
	塀	・伝統的な工法による構造とする・白漆喰仕上げとし、やや内丸に縦巻り込めとする	・木製板司引き違い又は引き込みとする
	基礎	・笠山石又は花崗岩(地場産)の統一石材とし、打込接觸又は切込接觸とする	・堅膜の切口線とする
	石垣	・堅膜を考慮の上、高さ、厚み等を周囲の石垣に合わせる・下記に示す堅膜、壁、基礎による適切な構成とする	・堅膜の切口線とする
	石垣	・笠山石又は花崗岩(地場産)の混合石材とし、乱石(或瓦)は合構とする	・堅膜の切口線とする
	壁	・笠山石又は花崗岩(地場産)の統一石材とし、打込接觸又は切込接觸とする	・堅膜の切口線とする
	塀	・堅膜を考慮の上、高さ、厚み等を周囲の石垣に合わせる	・堅膜の切口線とする
	基礎	・笠山石又は花崗岩(地場産)の統一石材とし、乱石(或瓦)は合構とする	・堅膜の切口線とする
	石垣	・笠山石又は花崗岩(地場産)の混合石材とし、乱石(或瓦)は合構とする	・堅膜の切口線とする
	その他	・堅膜を考慮の上、然るべき形式とする	・堅膜の切口線とする
	門	・右の堅膜を柱で繋ぎ、堅膜中央に立てた棟の3点で棟木を支え、軒先は柱頭とその中间の3カ所に設けた軒木の両端部に出桁を架けて垂木を受ける	・堅膜の切口線とする
	基本形式	・柱頭を横筋とし、堅膜は方形断面とする	・堅膜の切口線とする
	材料	・堅膜の裏側には堅膜を据える。	・堅膜の切口線とする
	その他	・構または松とする	・堅膜の切口線とする
	垂面	・焼羽を打ちげ、肩次きを施す	・堅膜の切口線とする
	堅膜	・堅膜とし、堅膜として堅膜(或瓦)とし、堅膜は方形断面とする	・堅膜の切口線とする
	扉	・向開きの板戸、又は正面左半分を障子下見の板戸、右半分を雨戸戸付きの板戸)とする。	・堅膜の切口線とする
	壁	・堅膜を考慮の上、高さ、厚み等を周囲の生垣に合わせる	・堅膜の切口線とする
	基礎物件	・基本型式	・イスノキ、マキノキ、又はマサキとする
		・樹種	